

死者の民主主義：「庶民の沈黙」を前提とした政治学*

Democracy for Death: Politics that accounts for silent civics*

藤井聡**

By Satoshi FUJII**

1. 民主主義とは何か？

現代の日本を含めた先進諸国の政体は「民主主義」を基調とするものがある。この民主主義なるもの、現代の一般の社会的風潮の中では、何やら「善きもの」であると認識されていることがしばしばであると思われる。例えば、現代の初等、中等教育における大半の社会科の教科書の中では、封建主義的な前近代の政体から、現代の民主主義の政体へと「進歩」したと見なしていると思わせる記述が散見される。あるいは、いわゆる戦後に米国が様々な国や地域と行ってきた戦争の是非について、強烈的な反対論も含めて日本国内においても様々に議論されているが、その中でもやはり、米国が戦争を推進する根拠として掲げる相手国の「民主化」そのものについて批判を差し向ける議論は必ずしも多くはない。民主化そのものについては、概して「歓迎すべき」ものとして見なされているのである。

しかし、「民主主義」という考え方そのものが、この様に「善きもの」として見なされる様になったのは、決して古いことなのではない。政治学の長い歴史の中で、民主主義は必ずしも善きものと見なされてきた訳ではなく、むしろ「悪しきもの」の一種として見なされてきた歴史の方が長い。

その典型的な議論は、プラトンの「国家」の中に見いだされる。彼は、国家にはどのような政治体制があるのかを論じ、最も望ましいものから最も悪しきものまで無数に考えられる政治体制の中から代表的なものを5つ取り出し、それらの特徴を論じている。その議論の一つの重要な特徴は、現代社会においては「善きもの」と見なされる傾向が強い「民主制」が最悪の政治制度と見なされている僭主独裁制に次ぐ“悪しき政治制度”として論ぜられている点である。彼がこのように論じたのは、政治学で言うところの「社会善」（あるいは、経済学で

*キーワード：計画基礎論、市民参加

**正員、工博、京都大学大学院都市社会工学専攻

(京都市西京区京都大学桂4、

TEL: 075-383-3238、FAX: 075-383-3236)

言うところの社会的厚生水準)が増進する可能性が、それ以外の政治体制よりも小さいが故である。なぜなら、

民主制国家では、自由と平等が尊ばれており、善きものと悪しきものが「平等」に扱われ、如何なる欲望を抱くことも「自由」に許されることとなるからである。

このプラトンの約 2500 年前の議論は、その後も圧倒的な影響力を与え続けている。例えば、民主主義の重要な理論的支持者として知られる J.S ミルにおいても、このプラトンの議論を踏襲しつつ、民主主義が如何にして、望ましくない深刻な被害を社会にもたらしうる可能性を秘めているかを子細に論じているし、同じくそのミルにも多大な影響を受けつつ日本の近代化、民主化に重大な影響を及ぼした福沢諭吉においても、単純な民主主義を採用するだけでは、重大な社会的、国家的損失がもたらされるであろうことを含意する議論が繰り返しなされている。

しかしそれであるにも関わらず、なぜ現代において、民主主義が大多数の先進諸国の中で実現しているのだろうか。

その理由もまた、プラトンの「国家」の中に暗示されている。すなわち、歴史をひもとけば明らかであるように、現在多くの近代的な民主主義国家は、そもそも封建制や寡頭政、あるいは貴族政や王政といった、いわば無秩序性（あるいはエントロピー）の低い政治体制をひいていたが、長い歴史の中でそうした政治体制を崩壊に導く様々な要因が生起するが故に、早晚、より無秩序性の高い政治体制へと移っていつてしまうことを、プラトンは当時のギリシャ諸国の政体の変遷を概観しつつ看破していたのである。いわば、高い山は永い風雪に曝されれば、早晚低い山へと徐々に衰退して行かざるを得ないことと同様である。こうした議論は、近代を生きた社会思想家・政治思想家達によって、例えば、シュペングラーの「西洋の没落」の中で、トックヴィルの「アメリカの民主政治」の中で、オルテガの「大衆の反逆」の中で、それぞれ繰り返し論じられているところである。

2. 民主主義の「欠陥」とは何か？

さて、民主主義を採用する政体には、少なくとも 2 種の重大な危険が存在している。

一つが、多数者の専制であり、もう一つが、沈黙の民を黙殺、圧殺してしまう危険性である。

ここに、「多数者の専制」とは、社会善への配慮を欠く一方で私的利益や自集団の利益の増進にのみ関心を抱く傾向を強く持つ「大衆人」が、政治的権力を掌握する事態を意味する。こうした事態に陥れば、社会善が増大する見込みはほぼ絶望的に消滅することとなる。なぜなら、かつてオルテガが指摘したように、社会のあらゆる地域、あらゆる階層には住まう「大衆」が全ての権限、すなわち、「主権」をひとたび完全に掌握すれば、その大衆から逃れて何らかの政治的活動を行うことが不能となるからである。この点において、「多数者の専制」は、「独裁者の専制」よりもさらに深刻な事態であることが分かる。専制者の専制を覆すには、等の専制者を滅ぼせばそれで事足りるし、専制者が少数者であるが故に、専制者から隠れて活動を行うことも可能であった。しかし、多数者の専制は、一部の人々や組織を滅ぼすだけでは覆らず、しかも、社会の至る所に専制者の監視の目が行き届くこととなるのである。それ故、例えばナチスドイツによる全体主義は、その全体主義に反する人々がレジスタンス活動を行う余地が十分に残されていた一方で、大衆による全体主義には、「大衆に反逆」しようとするレジスタンス活動を行う余地が極端に制限されてしまうのである。

無論、こうした全体主義的な事態であっても、その「大衆人」が社会善の増進を目指す存在であるのならば、それはそれで望ましいことではあることは指摘するまでもない。しかし、「社会善への配慮を欠く」という一点こそが、大衆が大衆であることの定義なのであるから、残念ながら、大衆による多数者の専制がひとたび社会を席卷してしまえば、その社会には、自助努力によって自らを「改善」していく力の全てが消滅してしまうこととなるのである。

民主主義は、こうした政治学的に恐ろしい事態をもたらしうる可能性を秘めているという点で、非常に重大な危機を孕んだ政治思想なのであり、先に引用したミルですら、この重大な危険性の存在に対して重大な注意を払うべきであるということ、公衆に強く主張していたのである。

ただし、「多数者の専制」に一旦陥れば、自助努力によってそれを改善することがほぼ絶望的になるとしても、「そこに完全に陥ることを抑止すること」は、当然ながら可能である。その時に、重要な役割を担うのが、「沈黙者に対する配慮」である。

もしも、民主主義の意思決定過程において、その政体に関与する全ての人々の意見を十全に配慮することができるのなら、「多数者の専制」がそう簡単に実現することは無い。なぜなら、言うまでもなく、人々は多様な意

見を持っている。しかも、一人の精神の内にもまた様々な互いに矛盾する意見や志向性が共存している。例えば、保守的なある施策Aを支持する人もいれば、革新的なある施策Bを支持する人もいる。さらには、一人の精神の中にも、保守的な施策Aに対して一理を感じずることもあれば、見方を変えて革新的なある施策Bに対して一理を感じずることもあるだろう。もしも仮に、民主主義の意思決定過程において、こうした、真に多様な意見、あるいは、「思い」をくみ取ることができるのならば、そう容易く、特定の意見が世論の多数を占めることとなるというようなことはない。例えば、我々の現代社会にそういう思慮深さが十分に遺されているのなら、全ての新聞が構造改革路線を支持したり、公共事業に反対的態度を表明したりするような事態は容易には訪れていないであろうし、「民主主義的であればそれでよい」という風潮がこの世の中を席卷するというような事もまた容易くは生じていないであろう。

しかし、多数決や投票を基調とする「民主主義システム」は、様々な意見や思いをくみ取ることを「阻害」する傾向を強く持っている。例えば投票による意思決定を考えるなら、投票を行った上で破れさった少数者達は、政治的決定に本質的影響を及ぼすことが不能となり、社会的に「沈黙」せざるを得なくなってしまう。無論、現代日本においても「少数者の尊重」の重要性が論じられることがしばしばである。しかし、真に少数者を尊重するのであるならば、投票によって結論を導く以前に、少数者の主張の美点を含んだ代替案を検討することこそがまず求められるべきであろう¹¹。それにも関わらず、そうした代替案を検討する前に、投票を行い、結果を決めるといいうわゆる「多数決的民主主義」は、少数者の意見を黙殺、圧殺する装置として機能し得るのである。

こう考えれば、民主主義の中でもとりわけ「**多数決的民主主義**」は、**強制的に「沈黙の民」を創出していく装置**となっているのである。そして、さらに言うなら、先に指摘した多数者の専制の危機が訪れ始めた社会においては、「多数決的民主主義」を推進すればする程に、「社会善に顧慮せず私利私欲のみ配慮を示す大衆的意見」の雄弁さを導き、それとは逆に、公益に配慮する多くの人々の「沈黙」を導き、それらを通じて、「多数者の専制」がより円滑に導かれてしまうこととなるのである（こうした沈黙の増幅過程については、藤井、2007を参照されたい）。それ故、「多数決的民主主義」は、大衆的・利己的な特定の意見や考え方、ひいてはイデオロギーの力を増幅させ、非大衆的で非利己的な大量の「沈黙の民」を創出しつつ、大衆的・利己的な意見や考え方以外の意見や考え方を圧殺し続け、最終的には、「多数者の専制」を導きうる力を秘めた「**重大なる危険性**」を孕んだ政体である、という解釈が、（かつて、

オルテガやミルやプラトンが論じたように)十分に成立し得るのである。

3. 「民主主義」における「民」とは何か?

さて、以上に論じた議論は、あくまでも、民主主義にこうした重大な危険が「潜んでいる」という点を指摘しているに過ぎず、民主主義を採用すればそうした憂慮すべき事態が必ず生ずるということを述べているわけでは決してない。無論、民主主義を採用しながらも、そうした憂慮すべき事態が生じない場合もある。

民主主義の本質的な危険の顕在化を防ぐためには、例えば、ミルが指摘したように、民の民度の高さや、効率的な決定システムを構築していくといったいくつかの重要な条件が存在するものと考えられるが、それらの中でもとりわけ重要な条件が、民主主義の「民」とは誰を意味するのかを十分に理解する、という態度に求められるものと考えられる。

ここに民主主義(democracy)とは、語源的には文字通り、人民(demos)が権力(kratia)を保持するということの意味する。ここに言う人民については、現代社会においては一般に、「人民とは特定の場所に住む人々である」、と認識されることがしばしばであると思われる。例えば、特定の高速道路の建設の是非を巡って「住民投票」が行われることがあることを考えた場合、その時には、「全ての国民」が参加するような投票は決して行われない。一般には、特定の自治体に住民票を持つ人々にその選挙権が与えられる。

しかしなぜ、たまたま現在そこに住む人々のみが決定権を持つことが正当化できるのだろうか?

先の例で言うならば、当該の道路の沿線に住みながら、たまたま行政区のすぐ外側に住民票を持つからといって、その数メートル隣の当該行政区に住み票を持つ住民には与えられる選挙権が与えられない正当な理由があるのだろうか?さらに言うなら、当該の道路を頻りに利用する他行政区の人々や、物流をその道路に頼ることを通じて経済活動を営んでいる他地域の人々には、その道路建設について、多様な意見や思いを持っているに違いない。そしてより究極的には、今後生まれ来る子孫や、かつてそこに住んでいた先人達は、当然ながら、物理的に発言することが不可能である。しかし、当然ながら、今後生まれくる子孫達は、その道路の有りに様々な思いや意見を持つことは間違いないであろう。そして、そこに住む先人達も、自らの命が潰れたとはいえ、もしも現代に生きていたのなら、この地域に対してこのような施策を展開して欲しいというような思いを抱くであろうこともまた、間違いない。

しかし、こうした投票権を持ち得ぬ人々は、ただただ「沈黙の民」であるというだけの理由で、その道路の建設に対して意見や思いを申し立てる権利の一切を剥奪することが、正当化され得るのだろうか?

この点に対して、20世紀初頭の英国の保守思想家チェスタトン¹は果敢に「否」を突きつけている。

4. 死者の民主主義

チェスタトンは、20世紀初頭に出版した「正統とは何か」という著書の中で、民主主義と保守思想とが究極的に融合されることを主張した、次のような有名な一節を遺している。

伝統とは、あらゆる階級のうち最も陽の目を見ぬ階級に、つまり我々が祖先に、投票権を与えることを意味する。死者の民主主義なのだ。単にたまたま今生きて動いているというだけで、今の人間が投票権を独占するなどというのは、生者の傲慢な寡頭政治以外の何ものでもない。伝統はこれに屈服することを許さない。あらゆる民主主義者は、いかなる人間といえども死の偶然によって権利を奪われてはならぬと主張する。伝統は、いかなる人間といえども単に出生の偶然によって権利を奪われてはならぬと主張する。正しい人間の意見であれば、たとえその人間が自分の下僕であっても尊重する、それが民主主義というものだ。正しい人間の意見であれば、たとえその人間が自分の父であっても尊重する、それが伝統だ。民主主義と伝統、この二つの観念は、少なくとも私には切っても切れぬものに見える。二つが同じ一つの観念であることは、私には自明のことと思えるのだ。われわれは死者を会議に招かねばならない。古代ギリシャ人は石で投票したというが、死者には墓石で投票してもらわねばならない。

この主張は、重大な含意をいくつも含んでいる。

第一に、この主張は、いわゆる「多数決的民主主義システム」の軽薄さを鋭く糾弾するものである。現代人のほとんどが当然のことと見なして疑うこともしない「単にたまたま今生きて動いているというだけで、今の人間が投票権を独占する」という方法論が、彼に言わせれば、単なる「生者の傲慢な寡頭政治以外の何ものでもない」のである。こう考えれば、多数決的民主主義システムは、「民主主義」の理念において、中途半端な代物にしか過ぎず、民主主義者が糾弾してやまない封建主義や貴族政治等と同様の「寡頭政治」の一種にしか過ぎないのだ、と言わざるを得ないのである。

第二に、リベラルな民主主義思想の対極にあると目さ

れることが多い「伝統主義」や「保守思想」は、実は、「究極的な民主主義思想」なのだという点を明らかにしている、という点にこの主張の重要な含意を見いだすことができる。「伝統」の中には、先人達の思いや知恵がふんだんに埋め込まれている。(作家でもあった)チェスタトンが「我々は死者を会議に招かねばならない。古代ギリシャ人は石で投票したというが、死者には墓石で投票してもらわねばならない」という全くナンセンスな不可能事を主張するユーモアを通じて、「伝統」に真摯に向き合うことこそが、生者と死者の全ての人々の公正に意見を踏まえた、究極的に民主主義的な判断を導くための最善の方法であることを主張しているのである。

第三に、「死者」という究極的な「沈黙の民」に光りを当てる事で、様々な種類の「沈黙」に光りを当てる重要性を訴えかけている、という点に重大な含意を持っている。先にも道路の事例で例示したように、現実的な民主的判断の背後には、膨大な種類の「沈黙の民」が存在している。たまたまその日投票出来なかった者、たまたま行政区の外側に居住してしまった者、たまたまその時点では未だ生まれては居なかった者、そして、たまたまその時点で死んでしまっていた者、である。これらの膨大な種類の沈黙の民の中でも、最も光りが当たらぬ人々こそが、死者達である。なぜなら、生者ならば何らかの形で文句を言うこともできるだろうし、これから生まれくる子供達もまた、今後発言する機会が与えられる可能性はあるだろう。しかし、死者達は今後一切発言することが無く、生者達に一切顧慮されないことがしばしばある。こうした究極の沈黙の民に、もしも、目を向けることができる“超包括的民主主義者”が存在するならば、彼は間違いなく、これから生まれくる子供達や、現在沈黙している生者達の沈黙を無視することはない。

すなわち、チェスタトンは、「死者の民主主義」の主張を通じて、様々な種類の「沈黙の民」に対する徹底的な配慮の必要性を訴えているのである。

言うまでもなく、発言する生者ですら多様な意見が存在している世の中で、沈黙の民全ての意見や思いをくみ取ることの困難さは想像を甚大なるものである。しかし、その困難を乗り越えて初めて、あるべき民主主義なのだとしてチェスタトンは主張しているのである。

我々にそれをする能力など備わっていない、死者の民主主義をなす精神性を我々は所持していないのだ、と早々にあきらめるとするならば、彼が民主主義そのものを主張すること等、一切正当化され得ぬものなのだとして糾弾せねばならない。民主主義を志すならば、沈黙の民に対する徹底的な配慮と、そして、それら多様な意見を踏まえた上で、唯一の善き決定を志向する強靱な精神性を携えねばならないのである。

そうであればこそ、我々の社会の民主主義政体の成否は、死者すらも含めた「沈黙の庶民」にどの様に向き合うのか、という一点に重くのしかかっているのだと理解せねばならぬのである。

繰り返して言おう。我々は、死者を会議に招きうる程の、鋭敏な想像力と強靱な精神力を持たねばならない。そして、それを持たぬ民は民主主義を口にする資格など一切持たぬのだと冷静に認識せねばならないのである。

注

[1] 全く個人的な印象の次元の話であるので単なる注として(しかも本稿が予稿集原稿であるので一定程度社会的に許容されるのではないかと期待の下)記述することとするが、しばしば会議の席で議論を途中で切り上げる目的で多数決をとるという局面に出くわすことがあるが、そうした局面に至れば、例え自らが多数者側にあっても、全く持って不快な思いをするものである。多数決は、それまでの議論など、どうでもよいのだと言つてのける「議論圧殺装置」のようなものに思えてならないからである。とはいえ、もちろん、そういう不快なものは多数決のみであるわけでは無い。人間の議論を蔑ろにする人間精神を抑圧するようなニヒリスティックな存在全てが不快なのであり、そういう不快な存在の一つが多数決という無機質な装置なのである。

なお、その点を踏まえるならもしも少数者側にそうしたニヒリスティックな態度が胚胎している姿が見えたのなら、そういう場合においてはじめて、やむなく多数決にて決を採ることが正当化されることとなる。すなわち、多数決は、単なる頭数の多少だけで物事を決める装置としてではなく、福沢諭吉が「文明論之概略」で論じたように、「知徳の大きさ」の大小を推し量る装置として活用するならば、多いにその有用性が認められることとなるのである。(最後に再び個人的な感想で恐縮であるが)そういう会議に出くわすと、本当に心が安らぐ思いがするものである。

(参考文献)

- 藤井 聡：公共事業をめぐる世論における“沈黙”の分析、心理学研究、78(2), pp. 157-164, 2007.
- プラトン：国家 (藤沢令夫訳) (上・下), 岩波文庫, 1971.
- ミル, J.S.: 代議制統治論 (1861 刊行) (水田洋訳), 岩波文庫, 1997.
- 福沢諭吉：文明論之概略 (1875 刊行), 岩波文庫, 1962.
- オスヴァルト シュペングレー：西洋の没落 (1918 年第一巻刊, 1922 年第二巻刊) (村松 正俊(翻訳), 五月書房, 1989
- アレクシス・ド・トックヴィル：アメリカの民主政治, (1835 年刊), (井伊玄太郎 訳, 上・中・下), 1987.
- ギルバート・チェスタトン：正統とは何か, (1905 年刊), 春秋社, 1995.
- オルテガ・イ・ガセット：大衆の反逆, (1930 年刊) (神吉 敬三訳), ちくま学芸文庫, 1995.